

第2回シンポジウム—4

ダルマ文献における 司法規定の歴史的変遷

沼田一郎

1 はじめに

人間が追究すべき価値は、インドでは古来 dharma、artha、kāma の3つ（あるいは mokṣa を加えて4つ）に体系化され、それぞれを主題とする綱要書が現代に伝えられている。中でも dharma を主題とする「ダルマ（dharma）文献」は1000年以上にわたって書き継がれた結果、豊富な資料に恵まれ研究者の注意を惹いてきた。本稿では今回のシンポジウムの趣旨をふまえ、一般に「法典」と理解されている「ダルマ文献」相互の連関や、変容のプロセスを考えてみたい。

「ダルマ（dharma）」が多義的な概念であることは周知のようであるが、これが人間社会の秩序と関わるようになったのは後期ヴェーダ時代であり（〔渡瀬 1988、Olivelle 2004〕）、現代日本語としての「法」に近い意味を担うのはさらに後のことである。そもそも〈dharma = 法〉という我々の理解は便宜的で形式的なものと言うべきであって、仏教文献における訳語である「法」はあくまでもインド語の原典が中国語に翻訳された時点での語義を担っているのである。現代日本語としての「法」のニュアンスを読み込み「法典」と理解する場合には、一定の留保が必要であろう。

2 ダルマ文献の変容

「ダルマ（dharma）文献」は上述のように長きにわたって書き続けられ、歴史的に次のように3期に分類される。

①ダルマスートラ (dharmasūtra)

②ダルマシャーストラ (dharmaśāstra) あるいはスMRIティ (smṛti)

③ダルマニバンダ(dharmanibandha)および①と②に対する注釈文献

これらを総称して「ダルマ文献」と呼ぶが、とりわけ①と②の間には内容・形式の両面で大きな変化が認められる。ここでは司法規定の変遷に着目しながら、その変容を概観したい。

2-1 ダルマスートラ

「ダルマスートラ」はダルマ文献の古層をなしている。ブラフマニズムの聖典ヴェーダ (veda) には、サンヒター (saṃhitā) からウパニシャッド (upaniṣad) にいたる、シュルティ (śruti) 文献の後を承けて編集されたヴェーダ補助学の一分野に、「カルパスートラ (kalpasūtra)」と称される祭儀文献群がある。ダルマスートラはその一部門であり、最古のダルマスートラのひとつと目される、黒ヤジュルヴェーダ所属の『アーパスタンバ・ダルマスートラ (Āpastambadharmasūtra, 以下 Āpdhs)』は、自派のカルパスートラ中に表1のような位置を占めている。[辻 1982: 21-24]

表1 Āpastamba 派の kalpasūtra

文献名	praśna
Śrautasūtra	1-24
Mantrapāṭha	25-26
Gṛhyasūtra	27
Dharmasūtra	28-29
Śulbasūtra	30
Pitṛmedhasūtra	31(32)

表2 Āpastambadharmasūtra の構成

	内 容	分 類	出 典
I	dharmā の起源	序論・導入	1.1.1 - 3
II	4 ヴァルナの列挙		1.1.4 - 8
III	入門・学生・家住	在家生活	1.1.9 - 32.29
IV	家住期		2.1.1 - 20.23
V	住期の選択	出家の可能性	2.21.1 - 24.14
VI	内政問題	王権論	2.25.1 - 26.17
VII	司法		2.26.18 - 29.10
VIII	結語	結論	2.29.11-15

すべてのヴェーダがこのように完備されたカルパスートラを有しているわけではないが、Āp派の場合は文献相互に——とりわけ dharmasūtra と grhyasūtra との間に——緊密な連関のあることが知られている。「マントラパータ」を除いて、それぞれの「スートラ」は祭祀の式次第や所作を規定した一種のマニュアル集と言えるが、ダルマースートラの性格はやや異なり、祭祀の具体的な規定ではなく祭祀の実践を中心とした日々の生活と、その積み重ねとしての人間の正しい生き方を示している。

Āpdhsの構成は表2に示したごとくであり、バラモン男子の在家生活(Ⅲ～Ⅳ)が核心部と言える。出家生活はⅤで扱われており、[渡瀬 1981]はそこに在家生活を基本とする正統ブラフマニズムとの間の相克を指摘している。

Ⅱでヴァルナ (varṇa) としてのクシャトリヤの職務が規定されているが、Ⅵ～Ⅶでそれを再論し、こちらの方がより詳細である。Ⅱがクシャトリヤ (kṣatriya) を対象にしているのに対して、Ⅵ～Ⅶではそれが一貫して「王 (rājan)」であることにも注意すべきであろう。この部分はĀpdhs全体の主題(在家のバラモン男子)からは外れており、後代の付加と考えられる。([沼田 2002、井狩・渡瀬 2002])

Āpdhsの「司法規定」部分は次のような内容を含んでいる。

〈淫行・犯罪と罰則・損害賠償・窃盗・刑罰と王・財産保全・訴訟法〉

刑事・民事の両分野を含み、下線を施した項目は民法の財産法に分類されるものである。民法の今ひとつの構成部分である家族法は更に親族法と相続法に分かれるが、そのいずれもこの司法規定部分には収録されていない。

2-2 ダルマシャーストラ

次に「ダルマシャーストラ」文献、つまり狭義の「法典」について見てみよう。代表的な文献として、『マヌ法典』(Manusmṛti)、『ヤージュニャヴァルキヤ法典』(Yājñavalkyaśmṛti)があり、いずれも後代に多大な影響を及ぼしているが、ここでは『マヌ』を概観することにしよう。

『マヌ』は全12章からなり、極めて浩瀚な内容を有している。全体の構成を図示すると表3のようになる。([Olivelle 2002]の分類はやや異なる)序章と終章を除くと、全体は大きくふたつの部分に分かれている。

表3 Manusmṛti の内容一覧及び分類

章	内 容	分 類				
1	世界創造・目次	序 論				
2	ダルマの源泉					
3	家長期	バラモン	正しい生き方	本論		
4						
5						
6	林住・遊行期	王・クシャトリヤ				
7	王の職務					
8	司法規定					
9	ヴァイシヤ・シュードラ	ヴァイシヤ・シュードラ				
10	ヴァルナ間混血	例外・逸脱からの復帰				
	窮迫時の規定					
11	贖 罪					
12	業・輪廻 『マヌ』の果報	結 語				

「正しい生き方」と分類した第2章から第9章までは、要するに「ダルマ (dharma)」を、それに続く部分は「アダルマ (a-dharma)」とダルマへの復帰の手続きをそれぞれ示しているのである。前者はバラモンから順次「ヴァルナ (varṇa)」の順に従い、またバラモンの項では、4つの生活期すなわち「アーシュラマ (āśrama)」の順を追って記述されている。ダルマ文献史の上でマヌを際立たせているのは、この段階的4アーシュラマ論と、王の職務規程 (rājadharmā) ならびに司法規定 (vyavahāra) 部分の増広である。

『マヌ』8、9章の司法規定部分をくわしく示すと表4の通りである。司法規定部分は「司法 (あるいは訴訟) 主題 (vyavahārapada)」と呼ばれる18の項目から構成されている。それぞれの主題の訳語の選択に問題がないとは言えないが、このように分類できるだろう。前項の Āpdhs と比べて、格段に整備された司法規定であることは一目瞭然であるが、形式的には「司法主題」として項目ごとにまとめられていること、内容面では「家族法」が編入されていることが分かる。

『マヌ』は第3章、家長期の生活規定でも婚姻を取りあげているが、ここでは婚姻の儀礼やその形式に重点が置かれている。一方、ここに示した第16主題「夫婦の生き方 (stripuṃdharmā)」では夫婦関係の倫理的・道徳的なあるべき姿を提示している。冒頭で次のように宣言している。

puruṣasya striyāś caiva dharmye vartmani tiṣṭatoḥ /

表4 *Manusmṛti* の司法主題 (vyavahārapada) 一覧

主 題 名		
1	rṇādāna	負債の不払い
2	niksepa	寄託
3	asvāmivikraya	非所有者による売却
4	sambhūyasamutthāna	共同事業
5	dattasyānapākarmaṇ	贈与物の不譲渡
6	vetanādāna	賃金不払い
7	samayasyānapākarmaṇ	協約不履行
8	krayavikrayānuśaya	売買の解約
9	svāmipālavivāda	家畜所有者と牧夫の紛争
10	simāvivāda	境界紛争
11	vākpāruṣya	暴言
12	daṇḍapāruṣya	暴行
13	steya	窃盗
14	sāhasa	強奪
15	strīsaṃgrahaṇa	姦淫
16	strīpumdharma	夫婦の生き方(婚姻)
17	vibhāga	遺産分割 (相続)
18	dyūtasamāhvaya	賭博・競技

民
事
(財
産
法)

刑
事

民事
(家族法)

刑事

saṃyoge viprayoge ca dharmān vakṣyāmi śāśvatān //9.1//

正しい (dharma) 道に従っている男と女 (夫婦) の、出会いと別離
についての永遠のダルマを述べることにしよう。

これに続く箇所で、いわゆる「三従の教え」が説かれている。女性は
あくまでも保護あるいは支配の対象であるが、この主題は次の句で終
わっている。

anyonyasyāvvyabhīcāro bhaved ā maraṇāntikaḥ /
eṣa dharmah samāsenā jñeyaḥ strīpumsayoḥ paraḥ //
tathā nityaṃ yateyātām strīpumsau tu kṛtakriyau /
yathā nāticaretām tau viyuktāv itaretaram //9.101-102//

死ぬまで互いに裏切ってはならない。つまるところ、これが夫婦に
とっての最高のダルマであると知らねばならない、
[婚姻の] 儀礼を済ませた両人は、訣別して裏切ることのないように

努めなければならない。

3 司法規定の原型—『実利論』第3巻について—

このように整備された体系的な司法規定は、ダルマ文献としては『マヌ』に初出である。ダルマースートラ文献の中でも成立が新しいとされる『ガウタマ・ダルマースートラ (Gautamadharmasūtra)』は、第12章 (adhya) 全体で専ら司法規定を扱うが、マヌの体系には遠く及ばない。もちろん古代インドの国家において、司法問題が重要な政策の一つであったことは言うまでもなく、「ヴィヤヴァハーラ (vyavahāra)」はパーリ語の仏教文献 (vohārika mahāmatta) やアショーク王碑文 (viyohāla-) にも「司法」の意味で見られるところであり、それがダルマースートラ文献の主題ではなかったというにすぎない。

ダルマ文献以外にまとまった司法規定を持つのは、カウティリヤ (Kauṭilya) 作とされる『実利論 (Arthasāstra)』である。『実利論』とダルマ文献の関係は多くの研究者によって指摘されており ([Derrett 1976] [Tokunaga 1993])、とりわけ『マヌ』第7～9章との対応が際

表5 Arthasāstra 第3巻 (dharmasthīya) の内容一覧

	主 題 名		
1	vyavahāsthāpanā	契約の確定	訴訟法
2	vivādapadanibandha	訴訟手続きの諸項目	
3	vivāhasamyukta	婚姻関連事項(家族法)	
4	dāyavibhāga	遺産分配(相続法)	
5	vāstuka	不動産関連	民事 (財産法)
6	samayasyānapākarmaṇ	協約不履行	
7	ṛnādāna	負債の不払い	
8	aupanidhika	寄託	
9	dāsakarmakarakalpa	奴隷・雇用労働者規定	
10	sambhūyasamutthāna	共同事業	
11	vikṛitakṛitānuśaya	売買の解約	
12	dattasyānapākarmaṇ	贈与物の不引き渡し	
13	asvāmivikraya	非所有者による売却	
14	svasvāmisaṃbandha	所有物と所有権の関係	
15	sāhasa	強奪	刑事
16	vākparūṣya	言葉の暴力	
17	daṇḍaparūṣya	暴行	
18	dyūtasamāhvaya	賭博・競技	
19	prakīrṇaka	雑則	

だっている。司法規定についても表5から知られるように、『マヌ』の司法規定と各項目の名称・配列が類似している。

4 まとめ

われわれは以上の事実から以下の点を指摘しうるのであろう。司法規定は王の職務に属し、vedaの祭儀文献として始まったdharma文献の伝統にはなかったものである。相続を含む家族法はこの時点では司法のカテゴリーでは扱われず、在家生活の実践規定に含まれている。これが『マヌ』においては司法規定の第16, 17主題とされている点については『実利論』の司法規定との関連が考慮されるべきである。

dharma文献は、現存するものとしては『マヌ』を画期としてその性格を大きく変えた。もともとは家庭の問題であった婚姻と相続を王の管轄下に置き、王の職務に関する事項を取り込んだのである。これらをもdharmaの範疇におさめることで、在家バラモンの閉じた世界のみならず、多様な価値観を包含するより広い社会を対象とするものに変容する過程を「dharmaの世俗化」と呼んでよいであろう。これ以降のdharma文献は、その内容を司法規定に特化し、実用的な「法律書」として発展するのである。

dharma文献の変革期は、出家遊行という宗教形態の濫觴期と重なっている。また、出家遊行を本旨とする宗教が、強力な王権によって保護された時期でもある。このような歴史的背景を勘案しつつ、dharma文献の発展史が解明されなければならないであろう。

参考文献

- 辻直四郎、1982、「現存ヤジュルヴェーダ文献」、『辻直四郎著作集』第2巻ヴェーダ学Ⅱ、法蔵館)。
沼田一郎、2002、「Āpastambadharmasūtraにおける王権論の構造」、『インド哲学仏教学』、17。
井狩彌介・渡瀬信之、2002、『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』、平凡社。
渡瀬信之、1981、「Dharmasūtraにおいて見いだされる Āśrama 観」、『東海大学文学部紀要』、36、1-18 頁。
渡瀬信之、1988、「法典の成立とその思想」、『岩波講座東洋思想』第5巻、11-134 頁。
Tokunaga, M., 1993, Structure of the Rājadharmas Section in the Yājñavalkyasmṛiti (i.309-368), 『京都大学文学部研究紀要』、32、1-42 頁。
Derrett, JDM, 1974, A Newly-Discovered Contact between Arthaśāstra and Dharmaśāstra: the role of Bhāruci, ZDMG, 115, pp. 65-72 (rep.in *Essays in Classical and Modern Hindu Law*, Leiden: pp. 120-139).

- Olivelle, P., 2002, Structure and Composition of the Mānava Dharmaśāstra, *Journal of Indian Philosophy* 30, pp. 535-574 (rep. in *Collected Essays I*, 2008, Firenze: pp. 179-216).
- Olivelle, P., 2004, Semantic History of Dharma in the Middle and Late Vedic Periods, *Journal of Indian Philosophy* 32, pp. 491-511 (rep. in *Collected Essays I*, 2008, Firenze: pp. 137-154).

ぬまた いちろう ●東洋大学文学部 (numata@toyo.jp)